

令和元年度第4回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年7月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時35分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	17番	作野 英明		18番	遠藤 健一	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	B判定農地の現地調査による判定結果について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 農地法第5条第1項による農地一時転用完了届について
その他	(1) 公務災害補償制度継続加入について (2) 南部町農業委員会研修会について (3) 令和元年度第5回南部町農業委員会総会日程について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和元年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	—省略—
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。

3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、17 番 作野英明委員、18 番 遠藤健一委員、書記につきましては田辺操枝書記にお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	局 長	議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 1,465 m² 貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：宅地 農業用倉庫、駐車場等</p> <p>この申請地は農用地区域内にある農地のため、農地区分は農用地区域内農地に該当します。転用計画は農業用施設であるため転用可能であり、内容として、米保管庫及び機械保管のための農業用倉庫、農業用機器保管場所の設置、作業員用駐車場の設置、作業員用休憩所の設置です。電気材料置場のための倉庫兼業務用車庫、及び来客用駐車場です。事業目的から見た転用面積は問題なく、契約種別は賃貸借であり転用妥当と判断しての申請です。賃貸価格は 10 a あたり年間 円と聞いております。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 437 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：贈与 用途：宅地 一般住宅</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は一般住宅の建築です。事業計画から見た転用面積は問題なく、契約種別は贈与であり転用妥当と判断しての申請です。さんは さんの と言う事です</p>
	議 長	説明があった件については現地調査を行っていますので、市川春樹委員さんご説明をお願いします。
市川委員	<p>本日 9 時より、恩田会長、市川、野口孝志委員、野口龍馬委員、頼田委員、井上雅夫委員、井上武委員、遠藤宏明委員、田邊委員、庄倉委員、吉次委員、事務局長、亀尾局長補佐の 13 名で現地調査を行いました。番号 1 の の件ですが、場所は現地調査資料の 2P をご覧ください。</p> <p>は の事務所が建っている場所です。その東側の を転用すると言う事です。現況は畑で、ネギや二十日大根が植わっています。</p> <p>用途は米の保管庫、農業用倉庫、農業用機器保管場所、作業員の休憩所、作業員の駐車場です。</p>	

	<p>現在は に預けている軽トラックや農用機械を、こちらに一同に移して保管されるそうです。土地の造成につきましては、畑になっているので嵩上げは済んでおります。両脇は特にL字で境界を区切ったりはしていません。北と南には排水路と側溝を設けて、右側の に流すと言う事です。</p> <p>6P、7P に建物図面等が載っているので参考にしてください。用水や排水などの水利の承諾や、隣地の承諾なども得ていますので、総合的に見て問題は無く転用可能と判断しました。</p> <p>次に番号2番です。9P をご覧ください。該当地が で上の筆は先月許可を出した です。現在は自己保全の田の状況です。12P には建物図面があります。</p> <p>13P が断面図です。L字を設けて盛土をして、建物以外の雨水は水路に流れるようになっています。</p> <p>10P をご覧ください。県道に上下水道は通っているので、そこから引く予定です。現地調査の際に、道路が狭く、消防等が通れないのではないかと疑問が出ましたが、測量をした結果4 m以上ありましたので、問題なしと判断しました。</p> <p>水利、隣地ともに承諾が取れており、道路の幅についても解消され、総合的に見て転用の判断は妥当と判断しました。</p>
議長	<p>議案第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
田邊元史委員	<p>さんが借りられる土地ですが、現地を見たときに不自然な箇所があったように思います。わずか1坪の土地にスイートコーンが植えられており、今回の現地調査がある為に故意に畑にしたのではと感じます。これはどう言う意図で植えられたのかお答え願います。</p>
局長補佐	<p>3P をご覧ください。 が該当の箇所です。</p> <p>地権者は と同じ方です。小さい筆なので残さずに全て転用、と言う話もあったようですが、地権者の方がここだけは農地として使いたいと言う事でした。スイートコーンが植わっているのは、畑として使う意思の表れだと思っています。</p>
田邊元史委員	<p>さんがここは畑として使うと言う事はわかりました。</p> <p>もう1点、 は以前に大山のくろぼくの土を持ってきて畑として使っていたと思いますが、それも破棄してしまうと言う事でしょうか。</p>
局長補佐	<p>確かにくろぼくの土がありましたが、 が痩せた土地になっていたため、今回 さんに協力して頂き、くろぼくの土を盛られました。今後有効利用できるように土を盛られました。</p>
市川委員	<p>補足させてください。</p> <p>と普通ですと申請地が 、小さい土地が という形になりますが、実際は申請地を含んだ と の二つの筆でした。この度申請するにあたって少しでも家庭菜園として残したいということで を残したため、申請地が となりました。申請を受けました時に、若干砂利が多い状況でした。転用される土地と紛らわしくなると困りますし、家庭菜園として使いたいという地権者の意図を酌んでこの様にしたと言う事です。</p>
田邊元史	<p>分かりました。</p>

	委員	
	議長	他にご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	異議なきものと認め、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について議決決定されました。
議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。内容につきまして、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書4～8頁)】</p> <p>整理番号 111～117番</p> <p>設定を受ける者 6名</p> <p>設定をする者 7名</p> <p>設定をする土地 8筆 計 2,657㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第2号について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	庄倉委員	112番、113番について伺います。 水稻を、7月20日から利用権設定されるとの事ですが、もう稲は植えてある状態だと思いますがどのような状況でしょうか。
	局長補佐	112番についてですが、この の筆は保全管理されていたもので、さんが受け手を探していました。この度、急にはありませんが、さんと話がまとまりました。始期が7月20日からとなっていますが、6月に申請がありましたので、6月中には田植えの準備をされて6月末には田植えが済んでおります。 日程的に一番近い今回の総会で議案に上げさせて頂きました。 113番ですが、新規となっていますが、名義人の さんのお父さんが元々は さんと利用権設定をしておられました。 さんに名義を変更されて申請をされた為、今回の利用権設定は契約者変更の新規扱いです。
	庄倉委員	分かりました。
	糸田委員	利用権設定で、飼料作物や白ネギ、ブロッコリーと上がっていますが、今年作付されれば水田活用の交付金の対象になるかと思えます。再生協議会の方に情報を提供して取扱いを検討されたいかがでしょうか？ せっかくの制度ですので、対象の方々に助言をされると良いかと思えます。
	局長補佐	ご指摘の通り、申請をすれば対象になるかと思えます。窓口に来られた時にその話をするつもりですが、今回の皆さんがこの制度についてよく知っておられまして、農協の確認野帳などにも既に書かれておりまし

		た。 事務局がお話しするより先にきちんと話をされておりました。
	糸田委員	分かりました。宜しく申し上げます。
	議 長	他にご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 2 号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
議案第 3 号 B 判定農地の 現地調査による 判定結果について	議 長	議案第 3 号『B 判定農地の現地調査による判定結果について』を上程致します。 提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	別紙にて、『地目変更手続きを行う筆一覧』と言う資料をお配りしております。 今回は の 2 筆を現地確認致しました。 1 番 登記地目は田 現況は原野 所有者は さん、住所は です。 2 番 登記地目は田 現況は原野 所有者は 1 番と同じ方です。 所有者の方は にお住まいですが、元々は に住んでおられまして、 に引っ越されたと聞いています。 以上です。
	議 長	この件については、現地調査を行っております。 田邊元史委員さん、調査報告をお願いします。
	田邊元史委員	本日 9 時より特別委員会による特別調査を行いました。 恩田委員、市川委員、野口龍馬委員、頼田委員、井上武委員、野口孝志委員、田邊、井上雅夫委員、庄倉委員、遠藤宏明委員、吉次委員、芝田事務局長、亀尾局長補佐の合計 13 名で行きました。 資料をご覧ください。 1 番ですが、 に入る角にあります。以前 B 判定農地の調査の際にも行ったことのある筆です。 さんが引っ越された事によって、放置されており、ご本人も、また別のどなたかが農業をされる事も無いと言う事で B 判定をしましたが、将来的な事を考えて、地目変更をして山に帰した方が良いのではないかと考え地目変更は妥当と判断しました。 また、2 番の筆ですが さんの筆の上に 番地の筆があります。こちらの所有者は さんと言う方で、ハウスを建てられきちんと管理されている筆です。 その下が今回の筆で、かなり荒れていると言う事でした。 さんに草を刈って頂けたらと思っておりましたが、難しいとの事でしたので、B 判定農地として先ほどの筆と同様に将来的には山に帰す方が妥当ではないかと判断しました。 以上です。
	議 長	議案第 3 号について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 3 号『B 判定農地の現地調査による判定結果について』は議決承認されました。

5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について	議長	報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知書について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書9頁)】
	議長	質疑を受けたいと思います。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、合意解約と言う事で承認したいと思います。
(2) 農地法第5条第1項による農地一時転用完了届について	議長	次に(2)『農地法第5条第1項による農地一時転用完了届について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による復元完了届について』 朗読及び説明(議案書10頁)】 本日午前中に行ないました現地調査で復元されていることを確認しました。
	議長	質疑を受けたいと思います。
	庄倉委員	田で現況復帰と言う事でしたが、本日の現地調査では さんが借りて飼料用作物を植えておられました。その一部の田と言う事ですが、どういった事になりますか。
	局長補佐	現況は提案させて頂いた時は田でしたが、その後 さんが権利設定をされまして、畑にされました。利用される方のために畑で現況復帰をされた形です。
	庄倉委員	貸人が 県の方ですが、 さんが利用される。と言う事で間違いないですか。
	局長補佐	その通りでございます。
	庄倉委員	分かりました。
	田邊元史委員	県の さんの土地を貸し出したと言う事ですが、借金の肩代わりにその土地を買われたとかそういった事があったのでしょうか。
	井上雅夫委員	以前は地目が田で、地元の さんと言う方が水稻をされておりました。その後辞められて、私が間に入って さんがイタリアンを植えています。この土地は負債があったとかではなく、所有者がご兄弟3人の共有の物になっていて、後のお二人は地元の方です。 2年前に私が仲介しましたが、相続の関係でご住所が 県となっています。
	田邊元史委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、ここで休憩を取りたいと思います。
		休憩(14:15 ~ 14:18)
		(産業課 本田秀和課長補佐入室)
前回の総会での質問事項に対する回答	議長	前回の総会での質問事項に対する回答をお願いします。 提案者をお願いします。
	本田課長補佐	前回の総会においてご質問頂きました利用配分計画にあった朝金の農地につきまして、前回の総会終了後、現地を5回、ご本人にも4回確認を致しました。その聞き取りの内容に基づきまして、回答させていただきます。 まず、2年間の中間管理と言う事での契約ですが、途中で辞めた際の

ペナルティについてご説明させていただきます。法的なペナルティはございません。ですが、今回配分を受けられる方については、経営規模拡大で国庫補助事業を使われて機械を導入しているので、この場所で栽培ができなくなると言う事になると経営が厳しくなると予想されます。ペナルティはありませんが、町としては経営支援の観点から、経営が良化するよう各方面での協力を頂きながら、指導支援をしながら、この農地で、途中で放棄がされる様な事が無いように注意して、支援指導していきたいと思っています。

それから、併せてご質問頂いた飼育頭数に対して、予定地の と言う面積が過大ではないか、経営的な面でどのようにされるつもりなのか。と言う質問ですが、聞き取り及び諸所の方から情報を頂きましたので回答させていただきます。飼育頭数に対する作付面積割合につきましては、普及所さんの協力を頂きまして、牛の食べる量、作付出来る量を机上のものではありますが計算して頂きました。試算結果から判断しますと許容範囲であると認識しています。しかしながら、牛が食べる量やで栽培をして収穫できる量は、飼育牛の状態や、飼料の価格変動に経営が左右されると思いますので、総合的にご本人の経営状況を逐一聞き取りながら、また普及員の方の力もお借りしながら指導をしたいと考えております。

それから、 と言う面積の作付について、多くの窪数をどう管理するのか、また管理するための作業工程、どの様な機械を導入してどの様に作業するのか。圃場が多いので経営的に大変ではないか、と言うご心配の声を頂いたかと思えます。

昨年度、飼料用作物を栽培する為に、 を一台ずつ導入されています。 して利用する機械になりますので、圃場の規模から、それ程大きな機械ではないと確認しています。今回配分した後についてですが、比較的平野部にある 9 枚に、試験的にスーダンと言う品種を播種されています。こちらは 5 月に播種、7 月に刈り取りをする予定です。7 月上旬のスーダンの刈り取りと並行して、奥の方にある 20 枚について圃場の状況を確認しながら、イタリアンミレットと言うひえ系統の播種を行う予定だそうです。こちらは 9 月が刈り取り時期の作物だと聞いています。

今も作業されていますが、水が出ていたり、元々渴きが悪い圃場もありますので、ユンボで一部明渠排水を掘削して頂いています。乾きが悪いと牧草の作付に影響しますので、今年は作付を見送る圃場が出てくるのではないかと、言う話をご本人から聞いています。

その分、先ほどもお話しした平坦地の 9 枚についてはスーダンの収穫後に、えん麦と言う品種の播種をして 11 月～12 月に刈り取りをしたいと言う計画であると聞いています。ただこちらについても明渠排水を掘る中で水が出ている圃場があるので、今年度については状況を見ながらやっていきたいと言うことでした。圃場のケタの草刈りについてですが、モアを活用しながら基本的にはお一人で作業されると伺っています。

農業委員の皆様が、圃場の範囲が広く谷あい段になっている農地でご心配されていると言う事もあるので、本人様にもその旨をお話したところ、できるだけ避けたいけれども、収穫期等どうしても時は 1 人 2 人の手伝いを入れたいと伺いました。

最後に現在の状況ですがスーダンの播種をした圃場ですが、播種後の耕うんが無かった事や、本人さんの栽培技術がもう少し足りない事から、前回確認した時に比べて今一つ伸びが良くない状況です。これについては、普及員の方から現地指導や技術指導を定期的に行って頂いています。ご本人にも、普及員さんと合わせて技術の向上を図って頂きたいとお話ししています。今後も、少しでも先ほど申し上げた計画通りに栽培できるように私どもも全力で支援していくつもりです。

先々の農地の活用についてですが、昨年度地域の方と「まずは 2 年間中間管理を利用して借りた後、10 年間借りて作付をする。」と言う話を

	<p>していると伺っています。ご本人にも2年間が終わった後の10年に関してどうされるかを確認しましたが、ご本人も牧草を作っていきたいと言う強い意欲を示しておられました。実際されるかどうかについては定期的に圃場に行き、状況を確認し普及所や県と協力しながら支援と見守りをして、耕作が続けられるようにしていきたいと思っています。以上です。</p>
議長	<p>前回の総会にて皆さんから質問があった件について、回答がありました。 これについて質疑を受けます。</p>
作野委員	<p>既に機械を導入されていると言う事ですが、その際に利用された補助事業名をお聞かせ願いたいのと、導入の際には経営規模ですとか飼育頭数ですとか、何か付帯条件があったかと思いますが、それがどんなものであったかお聞かせください。</p>
本田課長補佐	<p>補助事業名は県による経営体育成支援事業の融資主体型の導入をされています。 もう一度ご質問を確認させてください。補助金を受けるための条件と言う意味合いでの頭数でよろしかったでしょうか？</p>
作野委員	<p>この支援事業を取り組むにあたって、色々な条件があったと思いますが、どういった条件があったのか、或いは無かったのか。お答えください。</p>
本田課長補佐	<p>この支援事業につきましては、機械を導入すると言うだけで、牛舎を建てるとか増頭すると言う所までは要件に無かったと聞いております。</p>
作野委員	<p>事業費用はいくらになりますか。</p>
本田課長補佐	<p>総事業費ですが、税抜き価格で 円です。 税込価格ですと、 円でございます。 この内、税抜き価格の3/10相当部分が補助金の額で、補助額としては 円の交付です。</p>
議長	<p>支援事業に何の付帯条件もないと言うのはおかしいと思いますが。</p>
本田課長補佐	<p>ご質問の意味をきちんと理解しておりませんでした。大変失礼致しました。 細かい要件や計画につきましては、再度きちんとお調べして、お答えさせていただきますと思います。</p>
作野委員	<p>補助率が3/10と言うのは間違いないでしょうから、残りの7/10は自己資金であると思いますがどうでしょうか。</p>
本田課長補佐	<p>自己資金ですが、今回活用された資金につきましては融資で賄っておられると聞いています。融資金額は 円です。 こちらは税抜き価格の1/3部分で補助金が出ておりますので、税抜き価格の残りの部分と消費税です。消費税相当部分が 円、税抜き価格のご本人負担部分が 円で、合計が 円と言う事です。</p>
作野委員	<p>先ほど 万円の事業費と言っていました。この中には機械類の購入代金が含まれていると言う解釈で合っていますか。</p>
本田課長補佐	<p>購入されたものが、 の機械ですが、こちらの購入費が税込で円と伺っています。これに対する補助金や自己資金であると理解しております。</p>
作野委員	<p>飼料を作付する圃場の条件ですが、面積としては ありますが、三段窪で枚数も非常に多いです。自分の経験からも、この条件で機械を使いこなし栽培をするのは不可能ではないかと思っています。いくら町や県が支援すると言っても、この悪条件では限界があると思います。 品種についても、スーダンやえん麦は栽培が難しく、それらを補助的にされるなら収穫もできるかと思いますが、これを主体でやられると言うのは非常に困難だと思いますし、その計画についての経営支援は疑問が残ります。 ご本人に改めて確認されると共に、何かあつたりすれば町としても一端の責任があると思いますので、念を入れて確認をお願いします。</p>

本田課長 補佐	<p>この度、スーダンの播種をされた田は比較的平坦な圃場です。植えたのは普及所さんからのアドバイスもあって、全てがスーダンではなく平場の一枚の田のみで、まずはスーダンをやや試験的に植えたようです。</p> <p>奥の から谷あいの田にはミレットと言う品種を蒔く予定です。ご本人から普及所さんの助言によりこういった品種を蒔いている状況だと伺っているので、実際の栽培については専門家である普及所さんのお力を借りながら、適切であるか聞き取りをしていきたいと思ひます。</p>
作野委員	<p>ミレットと言う品種はひえの系統ですが、スーダンもえん麦も2か月程度で収穫可能な品種ですが、収穫後の10か月も空いた田の雑草などの管理はどうされるのかお尋ねします。</p> <p>私はイタリアンとイタリアンの間に ST-1 という品種を植えていて、ほとんど間が無い状態にしても雑草が繁殖します。</p> <p>その管理も確認してほしいです。</p>
議 長	<p>この内容についても今回お答えするのは難しいと思ひますので、次回までに提案者は本人さんや普及所へ聞き取りをして回答をお願いします。</p> <p>我々もまた行ってみなければ状況把握は難しいと思ひています。</p>
糸田委員	<p>補助事業が経営体育成事業と言う事でしたが、こちらは県ではなく国の事業だったかと思ひます。要件は認定農業者や法人組織が経営規模の拡大だとか施設や機械導入に対する助成事業で、融資を受けて導入された融資額の3/10が補助されるものです。いずれにしても、この事業を受けるためには審査があります。現在の経営状況や今度機械の導入後どのような経営状態に持っていくのか、導入した機械をどういった形で利用されるのかと言う審査を受けられた上で補助が受けられるわけですので、きちんとした付帯条件はあると思ひます。そういった計画に対して、その型の経営が安定していけるように、関係機関が助言、指導なりを行っていく立場にあるのではないかなと思ひます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>
野口龍馬 委員	<p>畦畔の件に関しては私も前から耳にはしていました。少し前の話ですので、その時は筆の枚数が30枚弱あるので、畦畔を崩すなり、盛土をするなりして丘のような形にしてと言うような話も がされていたと思ひます。紆余曲折あってその話が無くなったのか、もしかしたらこの2年間は現状でやってみて、その後の10年で大山のような放牧ができるような形にするのかなと思ひていたのですが、そういった話はもうないのでしょうか。</p> <p>それと、水稻農家としては今回の現場のようなところはお願ひされても困るような場所ですので、農地として新しい価値を見出してもらうのは非常に良い事ではないかなと、やってみたら良いのではないかなと思ひます。</p> <p>ただ、田をいきなり畑に変えるのは難しいので、ご苦勞はあるかなと思ひます。</p>
本田課長 補佐	<p>放牧の話があったと言う経緯は聞いておりますが、その後どうなったかは詳細を確認させて頂きたいと思ひます。</p>
野口龍馬 委員	<p>畦畔をとるとか、丘にすると言う事ですと原状復帰は難しくなってくると思ひますので、綿密な確認をしてもらいたいと思ひます。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>
一 同	<p>無し。</p>
議 長	<p>大規模な取り組みについては、普及員にアドバイスをもらうだけでなく、正式なコンサルタントを入れて、有識者を交えて検討してもらいたいと思ひます。</p> <p>国には金銭的な補助だけでなく、経営についてなど指導して欲しいと思ひます。農家にとって大事な時だからこそ、しっかりとコンサルタントをつけて、経営についても支えて欲しいです。</p> <p>経営者の皆さんに、大事なことは労働生産性であるとか、作業分配率</p>

		<p>であると言うような事を教えていかなければならないと思います。失敗してからでは遅いですから、行政にはそういった指導をお願いしたいです。</p> <p>他にないようでしたら、次に進めます。</p>
	一 同	無し。
7. 令和元年度第5回農業委員会総会の日程について	議 長	令和元年度第5回南部町農業委員会総会は、令和元年8月8日（木）に開催します。
	局長補佐	<p>農地パトロール出発式の日程をお知らせ致します。</p> <p>8月28日（水）に行います。午後からは研修も考えておりますので、ご都合がつく方はご参加願います。</p> <p>宜しく願います。</p>
	議 長	何かご質問がある方はいますか。
	田邊元史 委員	農地パトロール出発式の詳細はいつになりますか。
	局長補佐	詳細については次回の総会にてお知らせしますが、開始時間は9時で天萬庁舎の富有まんてんホールで行います。
8. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第4回南部町農業委員会総会を閉会します。